

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷五十第

行發日一月八年一十正大

論叢

交通税の捕捉すべき給付能力

法學博士 神戸 正雄

支那の古典に見はれたる社會政策

法學博士 田島 錦治

經濟道と經濟術

法學士 作田 莊一

小作制と小作法

法學博士 河田 嗣郎

時論

支那の改造と國際管理

法學博士 末廣 重雄

戸數割を論ず

法學博士 小川 郷太郎

物價問題私論

法學博士 山本美越 乃

說苑

ジョン・ロックの私有權論

經濟學士 岩城 忠一

雜錄

經濟學の革命

法學博士 河上 肇

大學生の一年間の學費

經濟學士 藤野 靖

支那の古典に現はれたる社會政策(二・完)

田 島 錦 治

目 次

- 一、緒 論
 - 二、均平の政の語原及び意義
 - 三、禹貢、周易、大學、論語等の引證
 - 四、周禮に見はれたる社會政策
 - 五、管子の富の分配に關する説
 - 六、管子の社會政策の綱目
 - 七、管子の本業末作の説及び穀物の貯蓄及び穀價調節の策
 - 八、春秋左氏傳に見はれたる社會政策
 - 九、結 論
-
- 前號掲載
- 本號掲載

五

周の興るや、周公禮を制し法を立て均平の政大に擧る。而して周の衰ふや、亂臣賊子國柄を弄し、均平の政は漸く廢す。故に孔子魯の哀公の政を問ふに對へて曰く「文武之政布在四方策、其人存則其政舉、其人亡則其政息」と(中庸)。春秋の時に於ひては井田の制は漸く廢れ、土地財實の

兼併は益盛となれり。故に管子は曰く『分_レ地若_レ一、疆者能守、分_レ財若_レ一、智者能收、智者有_レ什_二倍人_一之功、愚者有_レ不_レ廢本_レ之事、然而人君不_レ能調、故民有_レ相百倍之生、夫民富則不_レ可_二以_レ祿使_一也、貧則不_レ可_二以_レ罰威_一也、法令之不_レ行、萬民之不_レ治、貧富之不_レ齊也、且君引_レ鍤量_レ用、耕_レ田發_レ草土、得_レ其數_二矣、民人所食、人有_レ若干步畝之數_一矣、計_レ本量_レ委、則足矣、然而民有_レ飢餓不_レ食者、何也、穀有_レ所_レ藏也、人君鑄_レ錢立_レ幣、民庶之通施也、人有_レ若干百千之數_一矣、然而人事不_レ及用不_レ足者、何也、利有_レ所_レ并也、然則人君非_レ能散_レ積聚、均_レ羨不足、分_レ并財利、而調_レ民事_上也、則君雖_レ疆_レ本趣_レ耕而自爲_レ鑄幣_一而無_レ已、乃今使_レ民下相役_レ耳、惡能以爲_レ治乎。』(管子國蓄第七十三)。

此文に依れば管子の時代即ち春秋齊桓が覇を稱したる時代は、井田の制も漸く廢れて貧富の懸隔は漸く甚しくなりたるもの、如く、今試みに前文を解釋すれば『人に智愚強弱の差あり、故に其始に地を分ち財を分つこと均一なるも、智者強者は能く守り能く收めて他人に什倍するの功利を占むべきも、愚者弱者は其費す所多くして得る所を償はず、遂に其元本をも維持するを得ざるに至る。然るに人君たる者之を放任して、調節することなければ、貧は益々貧に、富は益々富みて十倍より百倍の生計を爲すに至る。智者既に富まば人君之に祿を與へて使用せんとするも得へからず。愚民にして貧ならむか、罰を以て之を威さむとするも得へからずして、刑辟に觸るゝ者

多かる可し。斯の如く法令の行はれず、萬民の治まらざるは、貧富の齊しからざるに由るなり。且人君牙籌を引きて國用を計り、人民をして田を耕かし荒地を開墾せしめば、一年の生産額若干の數量は明かなる可く、又人民の食ふに足る爲には一人若干歩畝の田地を要するかの統計は明かなる筈なり。則ち本を計り末を量れば足る、詳言すれば生産を計りて後に之が消費を量れば食に缺乏すること無かるべきなり。然るに民に飢えて食はざる者あるは何ぞや。他なし富豪の徒か穀を藏すればなり。且又人君錢を鑄、幣を立て、人民一般に通用せしむるに方りては、各人に若干百千の額を割當てんとするなる可し。然るに錢幣足らず、不便を嘆する人多きは何ぞや。他なし富豪の徒が利を兼并する所あればなり。然らば則ち人君たる者能く積聚せる財貨を散し、過剰不足を均一にし、財利を富に取りて分ち、貧に與へて并せしめ、以て民事を調節するに非ざれば則ち縱令君は農耕を勸奨し錢幣を多く作りて發行すとも、唯徒らに下民をして互に相勞役せしめ、富豪をして穀物錢幣を并藏せしむるのみ。夫れ斯の如くは焉イッケン能く以て治平を爲すを得んや』と。管子が富の集中の原因を論し、社會政策の急要を叫ぶや斯の如し。思ふに管子が齊桓を補けて五霸の主と爲したる所以は、啻に周の王室及び諸侯伯に對する對上并に對外的關係に於て猷謀其宜を得たるに由るのみならず、必ずや又齊國及び人民に向ての對下的及び對内的關係に於て、政策其功を奏したるに因らずんばあらざるなり。

六

管子曰く『德有六興……所謂六興者何、曰辟田疇、利壇宅、修樹藝、勸士民、勉稼穡、修牆屋、此謂厚其生。發伏利、輸滯積、修道途、便關市、慎將宿、此謂輸之以財、導水潦、利陂溝、決潘渚、漬泥滯、通鬱閉、慎津梁、此謂遺之以利。薄徵斂、輕征賦、弛刑罰、赦罪戾、宥小過、此謂寬其政。養長老、慈幼孤、恤鰥寡、問疾病、用鬴甕、此謂匡其急。衣凍寒、食饑渴、匡貧窶、賑罷露、資乏絕、此謂賑其窮。凡此六者德之興也。』と。(管子五輔第十)。

此六種の徳政中、上の三は主として財貨の生産及び交易に對する政策にして、後の三は主として財貨の分配及び消費に對する政策なり。之を以て前場周禮の保息六に對照するに恰も符節を合する如し。

管子又曰く『入國四旬、五行九惠之政、一曰老老、二曰慈幼、三曰恤孤、四曰養疾、五曰合獨、六曰問疾、七曰通窮、八曰振困、九曰接絶』と。其次に此九惠の政を詳説せり。今其意を釋すれば蓋し左の如し。『謂ゆる老を老とすとは、凡そ國都には皆掌老の官ありて老人を優遇する事務を司とる。年七十以上の者は其子の一人官の力役を免せらる、三月毎に之に肉を饋る

八十以上の者は二子は官の力役を免せらる、月毎に食物を饋らる。九十以上なれば全家力役を免せられ、日々に酒肉を賜はる。子弟に勸めて、膳食を精にし、欲する所を問ひ、嗜む所を求めしむ。老人死せば官より棺槨を供す。此を老を老とすと謂ふなり。謂ゆる幼を慈むとは、凡そ國都には皆掌幼の官あり。士民子有り、其子幼弱にして養育するに勝へず累を爲す者あれば、左の等級に従ひ保護を加ふ。三幼有る者には婦の貢賦(布帛の類)を免す。四幼有る者には全家の貢賦を免す。五幼有る者には又之に保母を與へ、二人分の食を受けしむ。幼児の成長する迄以上の保護法を繼續す、此を幼を慈むと謂ふなり。謂ゆる孤を恤むとは、凡そ國都に皆掌孤の官あり、士人死し、其子孤幼にして父母の養ふ所なく、自から生活する能はざる者は、之を其郷黨の知人朋友に托して扶養せしむ。一孤兒を養ふ者には、一子官の力役を免せらる、二孤を養ふ者には、二子力役を免せられ、三孤を養ふ者は全家力役を免せらる。掌孤の官は屢々行いて訪問し、必ず飲食衣服の具はれるや否や、身體の肥瘠如何を調査して之を哀憐す、此を孤を恤むと謂ふなり。謂ゆる疾を養ふとは、凡そ國都には皆掌養疾の官あり、聾盲、暗啞、跛躄、半身不隨、五指屈曲して伸びざる者等の不具廢疾の者は官に收容して之を疾官(曾立病院)にて終身衣食を給し保養せしむ。此を疾を養ふと謂ふなり。謂ゆる獨を合すとは、凡そ國都には皆掌媒の官あり、丈夫にして妻なき者を鰥といひ、婦人にして夫なきを寡といひ、此鰥寡を媒介して之を合和し、田宅を與へて之をして

家庭を作らしむ。三年の後に至りて始めて官の勞役貢賦を課す、此を獨ドクを合カフすといふなり。謂ゆる疾イキを問トふとは、凡そ國都には皆掌病の官あり、病人ある時は掌病官は官令に従ひ之を慰問す。九十歳以上の者には日々に一問す、八十以上の者には二日に一問す、七十以上には三日に一問す、其他の衆庶には五日に一問す、大病者あるとき、其報告を受けたる時は上官身から之を問ふ。斯くて掌病官は國中を巡回して、常に問病を以て事と爲す、此を病イキを問トふと謂ふなり。謂ゆる窮キウを通トすとは、若し或る郷黨に困窮せる夫婦か居處無く、又は困窮せる賓客が糧食無くして其郷黨に居ること有る場合に、之を官に報告する者あらば之に賞を與へ、報告せざる時は罰あり、此を窮キウを通トすと謂ふなり。謂ゆる困クワンを振スふとは、凶年に際し人民が罪を犯し又は多く死亡するときは刑罰を弛め、有罪を赦し、倉廩を開きて粟を散して人民を給養す、此を困クワンを振スふと謂ふなり。謂ゆる絶ケツを接ケツくとは、士民が國事に死し、戦争に死する者あらば、其知人朋友をして資を上より受けて之を祠らしむ、此を絶ケツを接ケツくと謂ふなり。」と(管子入國第五十四)。是に由りて之を觀れば、管仲が齊國に相として夙に均平の政即ち現代謂ふ所の社會政策を銳意實行したるを知るなり。

七

管子は其著書の開卷第一に「凡そ地を有ち民を牧する者は、務め四時に在り、守り倉廩に在り。

國に財多ければ則ち遠者來る、地辟舉（開闢して荒廢の地なし）すれば則ち民留處す。倉廩實れば即ち禮節を知り、衣食足れば則ち榮辱を知る」と説けり。然らば如何にして衣食を足し、倉廩を實たすかと謂ふに、管子は天の時に従ひ、地の利に依り、耕耰牧畜を勸め、文巧末産を禁し、稅斂を薄ふし、民力を量りて之に任すべきを反覆説明す。曰く「故上不_レ好_二本事_一、則末産不_レ禁、末産不_レ禁、則民緩_二於時事_一而輕_二地利_一、輕_二地利_一而求_二田野之辟_一、倉廩之實、不_レ可_レ得也。」管子權修第三。又曰く「明王之務、在於強_二本事_一去_レ無用、然後民可_レ使_レ富……今工以巧矣、而民不_レ足_二以備_レ用者、其悅在_二玩巧_一。農以勞矣、而天下飢者、其悅在_二珍怪方丈_一陳_二於前_一、女以巧矣、而天下寒者、其悅在_二文繡_一。」（五輪第十七）是に由て之を觀れば管子の謂ゆる本事は必しも後儒の註する如く農業のみを指さず、又謂ゆる末産は必ずしも商業のみを指すものに非ず。蓋し珍怪方丈を供給する者（例へば冬に筍を供し春に瓜を供するの類）は農と雖も末産なり、工人女子の玩巧文繡を作る者は同じく末産なり。而して穀物財貨等凡そ人生に必要な者を轉輸販賣する者は、商と雖も本事なりとす。故に管子は曰く「菽粟足らざるに末生を禁せざれば、民必ず饑餓の色あり。而して工は彫文刻鏤を以て相稱（_{ホウ}）る、之を逆と謂ふ。布帛足らざるに、衣服度無ければ、民必ず凍寒の傷あり。而して女は美衣絲繡綉組を以て相稱（_{ホウ}）る、之を逆と謂ふ（_{重令第十五}）。管子は又桓公が「民の居を定め民の事を成す奈何ん」の問に對へて曰く「士農工商の四民は國の石民なり」（_{小匡第二十}）。と

石民とは蓋し國の基礎たるを謂ふ、然らば則ち管子が商工を以て必しも末産と爲さざるは明かなり。然れども農工商の三民中には管子は農を最も貴へるは勿論なり。故に曰く『夫れ國を富まし粟を多くするは農に生ず、故に先王之を貴ふ』。又曰く『先王は衆民張兵廣地富國の必ず粟に生ずるを知る、故に末作を禁じ、奇巧を止めて農事を利す、今末作奇巧を爲す者一日作りて五日食す、農夫は終歳の作は以て自ら食ふに足らざるなり。然らば即ち民は本事を捨て、末作を事とするなり。民本事を捨て、末作を事とすれば即ち田荒れて國貧し』と(治國第四十八)。斯の如く管子は土農工商を以て國の石民となし、農工商の中に就ては最も農を貴しと爲し、而して奢侈品を作り又は之を轉輸販賣する工商は之を末作末産として嚴禁すべきものと爲したり。

管子が穀價の調節を謀り、人民の失業を濟ふの政策は亦特筆すべきものあり。曰く『人君の高下を守るは、歲に三分を藏め、十年なれば則ち必ず五年の餘あり。若し歲に凶旱水洩ありて、民本を失へば則ち宮室臺榭を修む、前に狗無く後に麋無き者を以て庸ヤトヒと爲す。故に宮室臺榭を修むるは其樂を麗にするに非ざる也、以て國策を平にする也』と(乘馬數第六十九)。之を意譯すれば『人君たる者穀價の高下を調節する爲に、毎年(平作の數)に收穫高の三分の一を貯藏するときは十年の後には必ず五年分の剩餘を生ずべし(蓋し其間に豐年あるべく、此場合には平年の三分一以上を蓄へ得べく、又凶荒ありとも收穫皆無の事も非ざるべければ上述の如き結果を生ずるなるべし)。

若し凶作洪魃等の歲に人民が本業を失ひたる時は、國君は此等の窮民を備ひて宮室臺榭の修築を爲す。是れ人君歡樂の場所を華麗にする爲には非ず、以て均平の國策を行ふなり。此後半に政策は、恰も現代の經濟學者か產業恐慌又は不景氣の時に官公の土木を起して一は以て失業者を救濟し、一は以て民業を妨げず且土木の費用を節すべしとの説に一致するものなり。

管子又曰く『王者は歲に十分の參を守り、三年と少半とにして歲を成す。三十一歳にして十一年と少半とを成す。參の一を藏するも以て民を傷るに足らず、而して農夫は事を敬みて力作す。故に天毀れ地凶に、旱水決するも、民溝壑に入りて乞請する者無きなり。此れ時を守り以て天權を待つ道の道なり』と(山權數第七十五)。此文は前掲の文の前半と大同なり。即ち王者平年に收穫の十分三を貯藏すれば三年二分一の貯藏は一年分を成す。但し三十一年にては三百十分の九十三を得べき筈なるに原文には十一年と少半(即ち十一年三分一)と爲す、故に原文の三十一年又は十一年の何れかに誤あらむとの説あれども、三十一年の間には大豊年もあるべく又凶荒と雖も收穫皆無の事は稀なるべければ、前掲の如き計數が必ず當時の永き經驗又は調査に依りて得られたるやも知れず。要するに一年に收穫の三分一を藏するは前後二文の一致する所なり。管子は以爲らく此貯藏は平時は以て民を傷るに足らずして彼をして農事を敬みて力作せしめ、而して凶荒の年には彼等をして塗炭の苦に陥りて乞請すること無からしむ。是即ち人君が天の時を守り、天の力を待

つの道なりと。

管子の鹽鐵策は蓋し後世の政府專賣業の權輿と謂ふべし。之に關しては論評すべき所甚多しと雖も、是れは寧ろ社會政策といはんよりは收入的財政政策に屬するが故に茲に省略す。又管子が桓公に説き、人を分ちて齊國に於ける稱貸之家(利子を取りて金數を貸すを業とする者)并に債務者の數貸借の額等を豫め調査せしめ、然る後權謀を以て彼等の債權債務を決濟したる事、其書に載す。然れども稍荒誕の嫌あるを以て茲に同じく之を省略す。(管子海王第七十二及び輕重丁第八十三參照)。

八

春秋時代の社會政策は、管子に現れたるものは前述の如し。今春秋左氏傳に就て通觀するに余の獲る所の資料は甚だ寡少なり。

魯隱公五年の經に『春矢魚于棠』とあり。其傳に、公が棠に行きて漁者を觀んとしたる時に臧僖伯が之を諫めたる語の中に『故に春は蒐し、夏は苗し、秋は獮し、冬は狩す、皆農隙に於て以て事を講ずる也』とあり。同七年の經に『夏城中丘』とあり。傳には『時ならざるを書す也』とあり。凡そ斯の如く、農隙に非ざる官の工事を經傳に書載して、諷意を示したるもの其後にも數多あり。之に反して時に適ひたるを賞賛したるものもあり。例へば莊公二十九年の經に冬城諸及防

とあるを傳には書し時也とあり。凡そ此の如き例も亦甚多し、今一々列舉せず。要するに民を使ふに時を以てすとの典例は古聖賢の大に重視したるものなるを知るべきなり。

又春秋時代には諸侯國の或國が凶歉の時に隣國に糴を請ひたる事屢々ありたり。隱公六年の傳に「冬、京師來告饑、公爲之請糴於宋衛齊鄭、禮也」とあり。糴とは穀を買ふことなり。各國平素は他國に穀を賣らざれども、天子の國又は他の諸侯の國が凶歉の年には、糴の請求に應ずべきなり。魯莊公二十八年の經に「臧孫辰告糴于齊」とあり。傳に「冬、饑、臧孫辰告糴于齊、禮也」とあり。僖公十三年の傳に「冬、晉荐饑、使乞糴于秦」とあり。此時秦の繆公は子桑や百里奚の説に聽きて、粟を秦に輸したり。時に百里奚の對に曰く、「天災流行するは、國家代代有り、災を救ひ隣を恤むは道也、道を行へば福あり」と。而して當時秦に容たる平豹といふ者晉を伐たんと請ひたるに、繆公は「其君は惡くとも、其民何の罪かある」と言ひたり。繆公の隣國の民を憐む斯の如し、其秦の民を愛撫し、社會政策を善く行ひたるは蓋し想像に難からず、宜なる哉其覇業を成すや。而るに此翌年(僖公十四年)の傳文に、「冬、秦饑、使乞糴于晉、晉人弗與」とあり。當時晉の賢大夫慶鄭は諫めたれども、晉君惠公暗愚にして聽かず、却て其眞銃射の言を用ゐて、秦に粟を輸せず。其翌年秦伯晉を伐ち、大に之を敗り、晉侯を捕虜となせり。經文に「十有一月、壬戌、晉侯及秦伯戰于韓、獲晉侯」とあるは是なり。杜註に依れば諸侯を捕虜と爲し

たる場合は「以歸」と書すべきを「獲」と書せるは諸侯の大夫を捕虜とせる場合に「獲」と書する例と同一に爲したるものにて、晋侯が不信不義を敢てしたるが故に之を貶したるなり。由是觀之孔子か糴の禮を重したるを知る。

魯文公二年の傳に、仲尼(即ち孔子の字)か臧文仲を評するの語を載す、中に文仲が妾をして蒲を織らしめたるを一の不仁の行爲と爲せり。杜註に曰く、家人席を販る、其民と利を争ふを言ふと。國君又は官吏が民と利を争ふは古聖賢の共に戒むる所、孟獻子が馬乘を畜へば雞豚を察せず、伐冰の家は牛羊を畜はと言へるは亦此意なり(大學) 上位に在る者は宜しく民をして常業恒産あらしむるを勉むべし。之と利を争ふが如きは不仁の行爲、即ち反社會政策的の行爲なりとす。支那古代の學者が多く官營の商工業を不可とする理由の一は亦然りとす。

晋の悼公は明君なり、其位に即くや、直ちに社會政策を實行せり。即ち魯成公十八年の傳に曰く「始めて百官に命す、施舍し責を已め繖寡に逮ひ、廢滯を振ひ、乏困を匡ひ、災患を救ひ、淫慝を禁じ、賦斂を薄ふし、罪戾を宥くし、器用を節し、時を以て民を用ひ、欲時を犯す無し」と。謂ゆる施舍し責を已むとは杜註に據れば、恩惠を施し勞役を含め、逋責を止むとあれども、竹添井々氏は「施、讀て弛となす、弛舍は繖役を免するを謂ふ、周禮徵とす可し」と此説是なり(周禮の事は前に見ゆ) 責を已むとは責は去聲、債に同じ、民の債務を撤去するなり、蓋し未納の租税を

免除し、又は官より貸與せる穀貨の返納を免除することならむ、後世の棄捐又は徳政は之に同じとす。

其後魯襄公九年の傳に、楚子が秦の景公の請を容れて晋を伐んとせる時、楚の子囊諫めて言へる語の中に、「其庶人農穡に力む、商工阜隸業を遷すを知らず」とあり。亦以て晋悼公の社會政策の効驗を見るべきなり。楚子は此諫を聽かず、遂に秦を授けて晋を侵す。其時晋は凶年の爲に返報する能はず。既にして晋は當時楚に従へる鄭を伐つこと兩度、平和條約成りて、悼公が晋に歸り、民を息へん方法を謀議したる時『魏絳は、施舍し、積聚を輸し以て、貸さんと請ふ。公より以下、苟も積める者は盡く之を出す、國に滞積無く、亦困人無し。公は利を禁する無く、亦貧民無し、祈は幣を以て更ふ(儉にして性をを用ひず)、實は特性を以てし(饗賓の費を省く)、器用作らず、車服給に従ふ(罰に合せに従ふ)。之を行ふこと期年(二年)、國乃ち節あり、三駕(三度軍を興す)して楚は與に争ふ能はず』。是れ左傳の記する所、亦以て悼公の社會政策か如何に周到にして、其効驗が如何に大なりしかを知る可きなり。

施舍及び已責の例は、悼公以外に尙一二あり。魯昭公十三年の傳に楚平王が「施舍して民を寬ふし、罪を宥し職を擧ぐ」ことを記せり。昭公二十年の傳に、齊景公か晏嬰(字は平仲)の諫に従ひ「有司をして政を寬にし、關を毀ち、禁を去り、斂を薄ふし、責を已めしむ」るを記せり。

九

以上列記したる所を概括するに、尙書に端を發し、春秋時代に於て、社會政策を勸説し、又は之を實施したる人々は、臧倍伯、臧孫辰、管仲、百里奚、慶鄭、魏絳、晏嬰の如き賢哲の士と、齊桓公、秦繆公、晋悼公齊景公の如き聰明の君なりとす。春秋の後、戰國の時に迄ひては、楊朱自我を説き、墨翟兼愛を論す。一は個人主義に偏し、一は共同主義に僻す、共に中庸を得たる者に非ず。是時に方り、大賢孟子出でて、楊墨を排斥して周孔の道を説く。其仁義といひ王道といふもの、名は異なりと雖も、實は社會政策に合す。畜に之に合するのみならず、寧ろ之を包容するものと謂ふ可し。余曩に『孔孟の政治經濟說管見』と題する一論文を草して本誌に掲げ(大正四年十一月刊行大禮記念號)及び拙著『經濟と道德』の尾に附載したり。孟子の社會政策に關する意見は該論文に論評する所亦尠からず、故に本論文に於ては重複を避けて之を省略することゝなせり。若し夫れ孟子以後の學者例へは荀卿の説の如き、社會政策に關するもの亦多しと雖も、余は別に題を新にして他日之を論評する所あるへし。唯最後に一言すべきは、仁義の政といひ、王道といひ、將た社會政策といふも、其根本は人に在り、人の天より受けたる本然の性に在り。故に中庸に曰く、『天の命之を性と謂ひ、性に率ふ之を道と謂ふ、道を修むる之を教と謂ふ』と。此本

性たるや發して己を愛して兼て又人を愛する仁となり、而も自ら親疎遠近上下の差等を辨して各其宜しきに適はしむる義となるものなり。此本性こそ人をして社會を成し、國家を組織せしむる原動力なれ。上古專制君主時代の仁義の政は、其時代の明君賢相か此本性に率ひて勵精努力したるものなり。故に大學に誠意正心を以て治國平天下の基礎となせり。現世立憲國に於ける社會政策なるものも亦然り。立法行政及び司法の職に在る者か此本性に率ひて勵精努力するに非されは、如何に善美なる社會的法律も、又如何に具備せる社會的制度も、畢竟徒法と徒文となり終るへきなり。中庸に『誠あらざれば物なし』と曰ひ、又『誠者天の道なり、之を誠にするは人の道なり』と曰へるは實に深く味ふ可き訓言なり。輓近の或國に於て、勞働者を保護すへき工場法を布くも、多くの工場は依然として勞働者虐使の狀況を續くるを目撃し、又或國か貧富懸隔の弊を矯正すへき税法、例へは累進率の相續税及び所得税の法律を作りて之を行ふも、富豪の逋脱は公然として行はるゝが如きは、國民の選出する代議士及び政府當局者の誠意正心の足らざるか爲なり。且大學にも言へる如く誠意正心の基礎は格物致知なり。格物とは事物の實際に當りて、能く其真相を究むるなり、致知とは、此事物の真相を會得したる後に、之を適當に處分するの道を發見するなり。前述のく工場法が半は有名無實に歸し、又租税に富豪の逋脱ある如きは、立法行政の局に當る者の格物致知の足らざるの結果なり。然れども是れ獨り立法行政の局に當る者のみの罪

にあらず。國民全般も亦其實を分つへし、何となれば現時の立憲國に於ては、國民全般は直接又は間接に立法行政の局に當る人々を或は選舉し、或は支持すれなり。

余は本論文に於ては、固より輓近の社會政策を論評するを目的とせず。然れども言偶ま之に及ぶ所以は、之を以て上古の社會政策と對照し、互に相發明する所あらむと欲すれはなり。